

## 憲法問題に関し、全国知事会として 優先的に議論すべき論点（検討のポイント）

憲法問題に関し、全都道府県知事に意見照会をした結果および主な意見は次のとおりである。

【注】《 》内は、論点に関して意見のあった知事の数である。

なお、意見の重複があるため、（ ）の数の合計と《 》の数は一致しない。

### 前文等 《 10 》

#### 地方自治の尊重（ 10 ）

- ・地方自治は民主主義の具体化にとって重要であり、前文に規定すべき
- ・前文に地方分権、地方自治といった文言を明記すべき

### 地方自治の基本原則 《 22 》

#### 地方自治の基本原則（ 11 ）

- ・まず「地方自治の基本原則」とは何かという議論をすべき
- ・地方自治の基本原則を明確化（具体的記述）すべき

#### 地方自治の本旨（ 11 ）

- ・「地方自治の本旨」は表現が抽象的であるので「住民自治」「団体自治」を分かりやすく規定すべき

#### 自己決定権と自己責任の原則（ 2 ）

- ・自己決定や自己責任という新しい原則を明記すべき

### 国と地方の役割分担 《 37 》

#### 国と地方（地方間）の役割分担（ 33 ）

- ・地方分権型社会を構築するため、国と地方の役割分担を明記すべき
- ・基礎自治体、広域自治体、国の役割分担を明記すべき

#### 補完性の原理（ 12 ）

- ・補完性の原理を踏まえ、基礎自治体、広域自治体、国の役割分担を明記すべき

### 地方自治体の種類 《 21 》

#### 基礎自治体と広域自治体（二層制）（ 14 ）

- ・市町村合併が進む中で基礎自治体、広域自治体のあり方について検討すべき
- ・基礎自治体と広域自治体の二層制を憲法上明記すべき

#### 道州制（ 7 ）

- ・道州制については憲法改正まで視野に入れた議論をすべき
- ・道州制については慎重に検討すべき

「地方公共団体」という名称（３）

- ・「地方公共団体」にかえて「地方政府」等とすべき

#### 議事機関及び執行機関 《 ５ 》

議員及び首長についての選出方法（４）

- ・長の直接選挙を憲法で規定する必要があるかを検討すべき

シティマネージャー制度等多様な仕組み（３）

- ・現行制度を維持すべきかどうかを含めて導入について検討すべき
- ・シティマネージャー制度の選択的な導入について検討すべき

#### 住民自治の保障 《 ２ 》

住民の権利・義務（１）

- ・「負担分任の義務」（地方自治法）および選挙権の行使を義務化すべき

住民投票（１）

- ・住民自治を保障する制度（住民投票等）を検討すべき

#### 立法に関する規定 《 １４ 》

立法に関する規定（１０）

- ・地方行政に係る国の立法の範囲を制限すべき

条例制定権の拡大（保障、政省令に対する優先権）（６）

- ・地方分権の実現には条例制定権を保障すべき
- ・政省令に対する条例の優先権を規定すべき

#### 財政に関する規定 《 ３２ 》

財政に関する規定（１２）

- ・地方自治を強化するため、裏づけとなる財政に関する規定（課税自主権、財源保障、財政調整）を置くべき
- ・地方自治体の歳入と歳出のギャップを縮小し、財政の自立性を拡充すべき

財源保障（１６）

- ・国と地方の役割分担を踏まえた地方財源の確保について憲法に明記すべき
- ・真の地方分権実現のためには地方財政に対する財源保障が不可欠である

課税自主権（財政自治権）（１５）

- ・自治体の自治権としての課税自主権を憲法に規定すべき

財政調整制度（１５）

- ・地方交付税制度は憲法に根拠を持たせるべき

## 国政への参加 《 10 》

### 国の立法への地方の参加（ 5 ）

- ・ 国の立法過程への地方自治体の参加を憲法に規定すべき

### 地方の意見を反映するための調整システム（ 8 ）

- ・ 地方自治に重大な影響を与える法令の制定改廃を行う場合、自治体の意見を反映する仕組みを検討すべき

### 国の関与についての原則的規定（ 1 ）

- ・ 国の関与のあり方について原則的規定を置くことについて検討すべき

## 司法的救済 《 1 》

### 裁判に訴えることができる権利（ 1 ）

- ・ 自治全般について裁判に訴える権利を憲法に明記すべき

## その他自由意見

### 【憲法改正の是非論について】

- ・ 憲法改正の是非論はひとまず置いて、仮に憲法が改正されとした場合、どうするかについて調査研究すべき
- ・ 現行憲法の規定の適否については、地方自治の当事者として見解をまとめておくべき
- ・ 憲法改正ありきで議論したのでは、全地方公共団体の理解が得られない
- ・ 知事会が憲法改正問題まで手を広げて検討するのは如何かという印象を持つ

### 【憲法改正の範囲について】

- ・ 「地方自治の本旨」の実現にとって、現に障害になっている憲法レベルの問題に絞って検討すべき
- ・ 憲法は国の基本を定める法規であり、根本だけを規定すればよい
- ・ この委員会の設置目的は、憲法に規定すべき地方自治の基本原則であることを再確認すべき
- ・ 知事会として、地方に関連する分野について、幅広く見解を示すべき
- ・ 地方に関連する分野として、自衛隊の位置づけ、新たな人権、公共の福祉、教育を受ける権利、司法制度改革等があり、これらについても知事会としての見解を持つべき
- ・ 国と地方の役割分担の議論に際しては、地方における治安・防衛組織のあり方について議論すべき
- ・ 新たな人権等地方自治に密接に関連するものについて幅広く検討すべき
- ・ 道州制については、別個の議論として進めていくべき
- ・ 道州制も含め、「政令県」の設置等、広範な議論を期待する
- ・ 道州制については、早急に知事会としての意見をまとめるべき
- ・ 道州制は、憲法との関係において十分に議論すべき

### 【検討の方法について】

- ・ 学術論でなく、地方自治の担い手の立場で骨太に議論すべき
- ・ 議論を深めるため、事務局が検討しやすい形で論点を提示すべき
- ・ 検討すべき論点は、抽象的なものでなく、あるべき地方分権社会を前提として現行の憲法規定の評価から始め、努めて国民に分かりやすい議論をすべき
- ・ 現行地方制度の範囲内で、地方分権の姿が描けるのかについて検証を踏まえ議論すべき
- ・ 国と地方の役割分担等については、市町村の意見を踏まえることが必要不可欠
- ・ 知事会の議論が国民、国会にアピールするため、国民等が地方自治の重要性について理解を深められるよう、分かりやすい論点を重点的に議論すべき
- ・ アンケート調査も必要であるが、知事が直接議論をして意見集約を行い、方向性を決めていくべき
- ・ まず、地方自治の基本原則、国と地方の役割等を議論し、その後に、立法、財政等の議論に入るという2段階での対応が望ましい
- ・ 地方自治の拡大や地方分権型社会への転換という基本的方向で、知事会としての意見を述べていくべき
- ・ 国のあり方を中央集権型から地方分権型システムに変革していくという視点で議論すべき
- ・ 全国知事会の「第7次自治制度研究会」等の成果も議論のたたき台とすべき
- ・ 現行憲法における地方自治の位置づけ及び外国憲法等の内容等を十分検討の上議論すべき
- ・ 有識者等に案文のたたき台の起草を委ねる場合にも、現行の諸規定に関する評価または適否を前提として起草してもらうべき

### 【検討・整理後の対応について】

- ・ 報告書を取りまとめ、提案等具体的な活動を含め積極的に行うべき
- ・ スピード感を持って議論を進め、時期を逃さずに公表すべき
- ・ 優先順位を定め重点的に議論を進め、確定次第順次知事会の総意として公表すべき
- ・ 地方分権、地方自治とは何かを国民に身近に感じてもらうように努力すべき
- ・ 知事会としても、政党等の憲法改正に向けた検討作業に適宜提言すべき（場合によっては、地方5団体の意見を汲み上げることが必要）
- ・ 国や政党、国民に対してのアピール等についてのコンセンサスを得ておくべき
- ・ 意見が割れる場合には必ずしも見解を統一する必要はない

### 【その他】

- ・ 特別委員会での議論の進展を見つつ、意見表明していきたい
- ・ 「地域自治基本法」を特別委員会の議論の素材として提案する